

意見提出手続結果報告書

次の「いのちを支える佐伯市自殺対策計画（素案）」に対する意見提出手続の実施結果は、以下のとおりでしたので、お知らせします。

1 いのちを支える佐伯市自殺対策計画(素案)

2 意見募集期間

令和 2 年 1 月 10 日(金曜日)から令和 2 年 2 月 10 日(月曜日)まで

3 意見提出件数 13 件

4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

(1) 意見 1

素案 1 ページに記載の「第 2 次佐伯市総合計画」の基本政策 3、健康で安心して暮らせる共生社会の創生において、読点は必要か。計画の作り方がそうなのか。

【実施機関の考え方】

「第 2 次佐伯市総合計画」の記載と一致していないため、「基本政策 3、・ ・」の読点は削除します。

(2) 意見 2

素案 2 ページの大分県の「いのち支える大分県自殺対策計画」が計画期間：6 年間（2018（平成 30）年度～2023（令和 5）年度）であり、佐伯市の「いのちを支える佐伯市自殺対策計画」は計画期間：5 年間（2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度）としているのはなぜか。市の見直しをする際に、県が作成する次の計画がわかるようにするためか。

【実施機関の考え方】

市町村と都道府県はともに住民サービスを担う地方行政の実施主体として、互いに連携することで、総合的に地域の自殺対策を推進することが求められます。よって大分県の計画策定等の動向や社会情勢の変化を踏まえながら、本計画の見直しや次期の計画策定を行うために 5 カ年計画としました。

(3) 意見 3

素案 4 ページの「人口動態統計」と「地域における自殺の基礎資料」の説明後「地域自殺実態プロファイル」を追記しているが、その後の説明では、「人口統計」と「地域自殺実態プロファイル」の視点から分析しているか。

【実施機関の考え方】

自殺の統計資料は、厚生労働省が取りまとめている「人口動態統計」と、警察庁の自殺統計に基づいた「地域における自殺の基礎資料」の 2 つがあります。また、国の自殺総合対策推進センターが、地域の自殺の実態を把握できるように「地域自殺実態プロファイル」を作成しました。

上記の統計資料により、「人口動態統計からみた本市の現状」と「地域自殺実態プロファイル」「地域における自殺の基礎資料」からみた本市の現状に分けて、分析を行いました。

(4) 意見 4

素案 5 ページの（図 2-1）性別・年代別自殺死亡率【男性】（2013 年～2017 年合計）について、統計は合計もしくは平均のどちらが良いか。

検索をかけると 2014～2018 年の統計が示されているが使用しないのは最新になるからか。

【実施機関の考え方】

地域自殺実態プロフィールに基づいて、2013 年～2017 年の佐伯市の自殺者数合計から自殺者の性・年代別割合と自殺死亡率（10 万対）を算出し分析をしています。表示については、地域自殺実態プロフィールに表示されているとおりに記載しています。

2014～2018 年の統計については、本計画策定中に公表となったため使用していません。

(5) 意見 5

素案 6 ページ（図 3）60 歳以上の性別・年代別・同居人の有無別自殺死亡率（2013 年～2017 年合計）について、70 歳代女性同居人なしは全国よりも多いのか？

【実施機関の考え方】

「70 歳代女性同居人なし」も上回っています。本計画素案 6 ページに追加記載します。

(6) 意見 6

計画 8 ページの（図 6）自殺者の原因・動機別割合（2013 年～2017 年合計）について、地域における自殺の基礎資料はここだけか。

【実施機関の考え方】

本計画素案に記載されているのは、ここだけになります。

(7) 意見 7

計画 9 ページの（表 2）本市における自殺の特徴（自殺者の上位 5 区分）について ※※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）参考について、※の表示で良いか。

【実施機関の考え方】

本計画素案 9 ページ（表 2）の背景にある主な自殺経路※※の表記と合わせて、表下段の注意書き表示※を、※※に訂正します。

(8) 意見 8 計画 22 ページの 15.7 の根拠は何か。20%減という解釈か。

【実施機関の考え方】

国が自殺総合対策大綱の中で 10 年後の自殺死亡率を現状から 30%以上減少させること（平成 27 年 18.5→13.0 以下）を目標としています。本市の 2013 年から 2017 年の平均自殺死亡率は 19.7 であり、仮に 10 年間で 30%減少とすると 13.8、5 年間で 15%減少すると 16.7 となります。人口動態から見た本市の自殺死亡率の現状が、国より高く推移している年が多いため、国の水準（18.5→15%の 15.7）まで引き下げることを目指して、本計画期間の 5 年間で平均自殺死亡率を現状 19.7 から 15%以上の減少となるよう数値目標 15.7 を決めました。

(9) 意見 9 計画 23 ページの図の縦横比の調整が可能か。

【実施機関の考え方】

本計画素案の図について、見やすいように縦横比の調整をします。

(10) 意見 10 計画 34 ページの「職場環境改善」と「職員の職場環境改善」の違いは何か。

【実施機関の考え方】

事業名は商工会議所職員の職場環境改善と統一します。事業内容は、こころの問題の早期対応と組織問題や個人の仕事量調査とに分けて変更記載します。

(11) 意見 11 学生・子どもの夏休み（長期休暇）明け等に自殺者が増えることに対しては触れないのか。

【実施機関の考え方】

厚生労働省が公表する自殺対策白書より、18歳以下の自殺は8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けに急増する傾向が明らかになり、学校における自殺予防に係る教育の推進、自殺予防についての組織体制、取組の強化が求められています。

上記の内容について、第4章いのちを支える自殺対策への取組26ページに追加記載します。

(12) 意見 12 30歳代以下の自殺死亡率について

性別・年齢別死亡率をみる（計画5ページ）と、佐伯市の30歳代以下の女性は0であるのに対し、男性は死亡が続いている。この男女差について、分析はできているのか。分析する努力はしたのか。分析できていれば、どのようなものか。

【実施機関の考え方】

性別・年代別自殺死亡率について、20歳代～30歳代の性別に焦点をあてた分析は行っておりません。厚生労働省が公表している年齢階級別、原因・動機別自殺者数によると、20歳代は健康問題、勤務問題、30歳代男性は健康問題、経済・生活問題の割合が多くみられました。

本計画素案の現状から見た優先的課題の1つである「勤務者・経営者対策」は、年代・性別関係なく、自殺の危機経路にあるさまざまな要因に対し、他機関と連携しながら総合的に支援できる体制を整えていきます。

(13) 意見 13 性的少数者の自殺予防対策について

どのようなサポート体制があったとしても、決して口を割りたくない心のうちに抱える問題として、「性」に関する問題がある（時間をかけて作り上げてきた人物像を覆すことは、すべてを失うことともいえるため）。本人に対するケアがアプローチできないのであれば、地域全体に対する理解を進める対応が求められる。この点について、今回の計画に事業として取り上げるべきではないか。（あるいは、佐伯市の他の計画・事業として明記されたものはひとつでもあるのか。）以上

【実施機関の考え方】

本計画の策定にあたり、「こころの健康についての佐伯市民アンケート調査」を実施しました。性別を問う項目では、男性・女性・どちらでもないという選択肢を設け、ジェンダーにとらわれないように配慮しました。

本計画においても、人権啓発活動として市民が人権意識を高め、偏見や差別をなくすることができるよう、部落差別やLGBTなど、様々な人権問題をテーマとした講演会等を開催するとともに、企業等への啓発活動も行っていくことを28ページに追加記載します。

佐伯市の他の計画・事業では、「ともに生き、ともに輝く未来へ、第4次佐伯市男女共同参画計画」、22ページにLGBTのことを明記しています。

また「第3期佐伯市地域福祉計画、第3期佐伯市地域福祉活動計画」では、明記はありませんが、みんなでつくる「やさしさ」と「支えあい」のあるまち さいきを基本理念とし、公的支援を「縦割り」から「丸ごと」へと、また地域に暮らす住民は「他人事」ではなく「我が事」として、主体的に支えあっていくことの必要性を明記しています。福祉や人権についての正しい知識の啓発活動や相談支援体制の充実を行い、全ての住民に対しての事業に取り組んでいます。

5 意見に基づいて修正した内容等

当該意見の【実施機関の考え方】に明記しています。

6 問い合わせ先

佐伯市役所 福祉保健部 障がい福祉課 障がい福祉係（本庁舎2階）

直通電話 22-4524 FAX 23-6002

Eメール：syougai@city.saiki.lg.jp